

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

蓮田鴻巣線	路線名
蓮田市本町三九七一番地一地从先から同市本町三八五一番地一地从先まで	供用開始の区間
令和四年四月一日	供用開始の期日
平成三十年五月八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三六六・四八メートル	備考